

産前産後期間の保険料の免除について

国は全世代型社会保障制度への転換の一環で子育て世帯の経済的負担軽減策として、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者について、産前産後期間における保険料軽減相当額を国費で負担することとしました。

これらの軽減措置は令和6年1月から適用され、軽減期間は、出産の予定日（出産日）の属する月の前月（多胎妊娠の場合は三か月前）から出産予定月（出産月）の翌々月までの期間となります。

保険料軽減の適用には申請が必要ですので、対象者には所属支部を通じて連絡いたします。



若年層家族の保険料軽減について



医療費の増加や高齢者医療制度への支援金等の負担増による支出の増加、更には、被保険者数の減少や国庫補助金の大幅な削減による収入の減少等により単年度赤字が増大したことから、やむなく令和5年10月分から保険料改定をいたしました。

しかしながら、保険料改定に伴う急激な負担増に対する子育て世帯への経済的負担の軽減の観点から激変緩和措置として、下記のとおり保険料を軽減することになりました。

記

- 1 軽減対象者
18歳以下の被保険者全員
- 2 保険料軽減の内容
令和6年4月分から令和7年3月分までの1年間の保険料（医療分（5千円または8千円）及び後期高齢者支援金分（4千円））を全額免除
- 3 留意点
対象期間内（令和6年4月から令和7年3月）に満19歳の誕生日を迎えられた翌月からは、保険料軽減の対象外

※保険料については、所属支部に納付をお願いしていることから、軽減措置に関する詳細は所属支部にお問い合わせいただきますようお願いいたします。